

## 福祉サービス第三者評価 評価調査者名簿登載要領

福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第7号に規定する「評価調査者名簿登載要領」を次のとおり定める。

(評価調査者名簿の定義)

第1条 富山県福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「機構」という。）は、評価調査者としての要件を満たす者の番号と所属する評価機関（以下、「所属評価機関」という。）の名称を記載した一覧表を作成し、当該一覧表を評価調査者名簿とする。

(名簿への登載要件)

第2条 機構は、富山県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（以下、「認証実施要領」という。）第6条第1号又は2号に該当し次の各号に掲げる者について、名簿に登載するものとする。

- (1) 機構の実施する評価調査者養成研修を修了した者
- (2) 全国社会福祉協議会の実施する社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」養成研修会を修了した者
- (3) 他の都道府県における第三者評価機関の認証をもって本県の認証を受けた第三者評価機関に属する者で、当該都道府県が実施した第三者評価者養成研修等で本県が実施する養成研修と同程度であると認められる研修を修了した者

2 前項2号に該当する者の名簿への登載は、名簿登載申請書（様式第1号）により行い、当該研修を修了したことを証する書面の写し、実務経験（資格要件）記入書（別紙1）、及び資格を証明するものの写しを添付するものとする。

3 第1項第3号に該当する者の名簿への登載は、名簿登載申請書（様式第1号）によるものとし、受講した研修のカリキュラム及び当該研修を修了したことを証する書面の写し並びに実務経験（資格要件）記入書（別紙1）、及び資格を証明するものの写しを添付するものとする。

(名簿への登載)

第3条 機構は前条の規定により、次のとおり名簿へ登載する。

- 1 前条第1項第1号の者については、修了証の発効日を名簿登載日とし、登載期間は次年度の末日までとする。
- 2 前条第1項第2号及び3号の者について、前条第2項に基づく申請書を受理したときは、その内容について審査の上、名簿登載の是非を決定する。

- 3 前項の規定に基づき、名簿登載の是非について決定したときは、申請者に対し、その旨並びに第1条で作成した名簿への登載を決定した場合にあっては番号及び名簿登載日を通知する。名簿登載期間は次年度の末日までとする。

(名簿の更新要件)

第4条 第1条で作成した名簿に登載された者で、機構の実施する評価調査者継続研修を修了した者は、次年度も引き続き名簿に登載することができる。名簿登載期間は次年度の末日までとする。

2 機構が認める場合、全国社会福祉協議会の実施する社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」継続研修会を機構の実施する評価調査者継続研修の修了要件とする。

3 他の都道府県における第三者評価機関の認証をもって本県の認証を受けた第三者評価機関に属する者で、当該都道府県が実施した第三者評価者継続研修等で本県が実施する継続研修と同程度であると認められる継続研修を修了した者は、次年度も引き続き名簿に登載することができる。名簿登載期間は次年度の末日までとする。

(名簿からの抹消)

第5条 次の各号に該当する場合、機構は当該評価調査者を評価調査者名簿から抹消する。

- (1) 認証・公表委員会により、認証実施要領第12条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断された者
- (2) 評価実績がないか又は著しく少ない場合で、認証・公表委員会により名簿から抹消することがふさわしいと判断された者
- (3) 必要な継続研修を受講していない者  
ただし、やむを得ない事情により、受講できなかった者については、当該理由を機構に申請する
- (4) 当該評価調査者が評価調査者名簿からの抹消を申し出、所属評価機関から「評価調査者名簿抹消申請書」による申請があった者

(名簿への再登載)

第6条 一度評価調査者名簿から抹消された者で再度評価調査者名簿への登載を希望する場合は、第2条第1項第1号又は第2号に掲げる養成研修を再受講するものとする。ただし、認証実施要領第12条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断され抹消となった者は、その抹消の日から委員会で定められた期間を経過しなければ、再受講できないものとする。

(細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、評価調査者名簿の登載に関して必要な事項

は、会長が別に定める。

附則 本要領は、平成 17 年 1 月 13 日から施行する。  
本要領は、令和 5 年 9 月 19 日から施行する。  
本要領は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。